

教育委員会7月定例会議事録

会議名 教育委員会7月定例会
開催日 令和2年7月20日（月）午後3時30分～午後4時18分
開催場所 議会棟4階 第1委員会室
出席者 高須教育長、藤田教育長職務代理者、玉井委員、真野委員、坂本委員、秋元委員

事務局等出席者

荒木教育次長兼学校教育部長、田井教育監兼総合教育研修センター所長、野呂教育監、山口社会教育部長、三宅社会教育部部長、宮永学校教育部次長兼施設給食課長、谷口社会教育部次長兼社会教育課長、倉崎社会教育部次長兼文化スポーツ室長兼課長、西村社会教育部次長兼中央図書館長、藏守社会教育部次長兼青少年課長、川原教育政策総務課長、中村学務課長、山口教育指導課長、清水総合教育研修センター課長、山口文化スポーツ室課長、良中央図書館課長、坂本教育政策総務課係長、浦戸教育政策総務課係長、坂口（教育政策総務課担当）

○高須教育長

教育委員会7月定例会を開催する前に、秋元委員が令和2年6月市議会定例会において、議会から教育委員会委員の任命の同意を得られ、令和2年6月18日付けで、市長から教育委員会委員に任命され、7月1日から2期目となりますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、ただ今から教育委員会7月定例会を始めさせていただきます。

本日の署名人は秋元委員にお願いいたします。

本日の案件は、報告事項が6件、議決事項が4件でございます。

それではまず、本日の配付資料について確認をいたします。

事務局から説明をお願いします。

はい、川原課長。

○川原教育政策総務課長

本日の配付資料を確認させていただきます。

教育委員会定例会の議案書でございます。

なお、教育長及び教育委員の皆様には、報告第20号及び第21号に関する資料も配付しております。本資料につきましては、個人情報が含まれた資料でございますので、会議終了後、机上へ置いてお帰りいただきますよう、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○高須教育長

説明が終わりました。

それでは、議案書1ページ、「6月・7月教育委員会一般事務報告」についてお伺いします。

事務局から報告事項はございますか。

はい、川原課長。

○川原教育政策総務課長

6月・7月の一般事務報告をいたします。

まず、6月18日から7月9日まで開催されました令和2年6月市議会定例会でございますが、6月22日に文教生活常任委員会及び予算決算常任委員会（分科会）、6月29日に予算決算常任委員会（全体会）が開催され、また、6月30日から7月2日には一般質問が行われました。また、7月6日に文教生活常任委員会協議会、7月9日に予算決算常任委員会（文教生活分科会）及び予算決算常任委員会（全体会）がそれぞれ開催されました。

なお、6月の教育委員会定例会におきまして議決いただきました「市長からの意見聴取」に関する議案につきましては、全て可決されましたので、併せて報告させていただきます。

次に、7月13日に教育委員会懇話会を開催し、本日、教育委員会7月定例会を開催しております。

続きまして、教育委員会後援の状況について御報告いたします。

6月11日から7月10日までの教育委員会の後援状況でございますが、全体で5件ございました。

そのうち、新規の後援は1件ございまして、内容につきましては、子供との向き合い方等について講演を行う保護者向けのオンラインセミナーでございます。

その他、継続の後援が4件ございました。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

6月・7月の一般事務報告をさせていただきます。

6月24日と7月7日に義務教育諸学校教科用図書選定委員会を開催いたしました。調査委員からの報告を受けまして、教育委員会に報告する答申を作成いたしました。

なお、選定委員会からの答申につきましては、この後の報告案件として、また御報告させていただきます。

続きまして、表には記載がございませんが、新型コロナウイルスの感染に関し、市

立学校園及び保育所の関係者で発生した場合の対応につきまして、寝屋川市の災害対策本部会議において決定し、各校園に通知をいたしましたので、御説明させていただきます。

まず、対象者となります濃厚接触者といたしましては、教職員の本人、児童生徒本人の二つに分けられております。

教職員本人の場合につきましては、まず第1段階といたしまして、PCR検査の結果判明までは完全休校園とし、第2段階といたしまして、陽性の場合、小学校、幼稚園担任の場合、そのクラスを2週間の学級休業、小学校、幼稚園担任外の場合につきましては、状況に応じ、2週間の学年休業、又は完全休業。また、中学校の場合につきましては、2週間の完全休校となります。第3段階といたしまして、別の陽性者が確認された場合につきましては、2週間の完全休校園となっております。

次に、児童生徒本人の場合につきましては、第1段階といたしまして、PCR検査の結果判明まではそのクラスを学級休業、第2段階といたしまして、陽性の場合はそのクラスを2週間の学級休業、第3段階といたしまして、別の陽性者が確認された場合は2週間の完全休校園となります。

なお、2週間の休校となりました場合は、授業動画の配信を行い、子供たちの学力保障を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

では、ないようですので、次に、2ページ「7月・8月教育委員会行事計画書」についてお伺いいたします。

事務局から、何かございませんか。

はい、川原課長。

○川原教育政策総務課長

7月・8月の行事計画を御報告いたします。

まず、8月17日に教育委員会懇話会、24日に教育委員会8月定例会を開催する予定でございます。

次に、8月31日から9月18日まで、令和2年9月市議会定例会が開催される予定でございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

では、ないようですので、7月・8月教育委員会行事計画書については、予定どおり、よろしくお伺いいたします。

次に、3ページでございます。

報告第20号「職員の分限処分について」を議題といたします。

はい、川原課長。

○川原教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました報告第20号、職員の分限処分につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めます。

内容につきましては4ページを御覧ください。

本職員は教育政策総務課の職員で、病気療養のため休業を要する旨の診断書が提出され、令和2年6月19日から令和2年7月18日までの休職発令を行ったものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようでございますので、報告第20号「職員の分限処分について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり承認することに決めます。

次に、5ページでございます。

報告第21号「職員の分限処分について」を議題といたします。

はい、川原課長。

○川原教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました報告第21号、職員の分限処分につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めます。

内容につきましては、6ページを御覧ください。

本職員は教育政策総務課の職員で、病気療養のため休業を要する旨の診断書が提出され、令和2年7月9日から令和2年8月8日までの休職発令を行ったものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第21号「職員の分限処分について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり承認することに決めます。

次に、7ページでございます。

報告第22号「市長からの意見聴取について」を議題といたします。

はい、川原課長。

○川原教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました報告第22号、市長からの意見聴取につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

8ページを御覧ください。

令和2年度寝屋川市一般会計補正予算(第6号)(教育委員会関係分)につきまして御説明いたします。

まず、歳入でございます。款：国庫支出金、項：国庫補助金、目：教育費国庫補助金、補正額5,800万円につきましては、市立幼稚園衛生用品等購入経費に係る教育支援体制整備事業費補助金の追加補正200万円と、市立小中学校衛生用品等購入及びオンライン授業配信に係る学校保健特別対策事業費補助金の追加補正5,600万円を合わせたものでございます。

続きまして、9ページを御覧ください。

歳出でございます。款：教育費、項：教育総務費、目：教育指導費、補正額1,261万円につきましては、本市では、6月以降の小中学校の再開に当たりまして、選択登校制を実施しております。その中で、自宅学習を選択した児童・生徒向けの授業のライブ配信をしております。今後、第2波、第3波が到来し、自宅学習を選択する児童・生徒が増加した場合に備えるとともに、不登校や長期療養中の児童・生徒へもオンライン授業ができるよう、各学校における通信環境を整備、強化するための経費でございます。

続きまして、款：教育費、項：小学校費、目：学校保健体育費、補正額6,779万4千円。続きまして、10ページを御覧ください。項：中学校費、目：学校保健体育費、補正額3,159万6千円及び、項：幼稚園費、目：幼稚園管理費、補正額200万円につきましては、5月市議会臨時会第3回におきましても、補正予算として計上しておりましたが、市立小中学校及び幼稚園の新型コロナウイルス感染予防対策の更なる強化のため、国の第二次補正予算においても国庫補助対象となりましたことから、防護服や

フェイスシールド等の追加購入及び各学校の普通教室に空気清浄機を配備するための経費でございます。

以上でございます。

○高須教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問ございませんか。

では、ないようですので、報告第22号「市長からの意見聴取について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり承認することに決めます。

次に、11ページでございます。

報告第23号「令和2年度における自主登校園制度への協力依頼について」を議題といたします。

はい、川原課長。

○川原教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました報告第23号、令和2年度における自主登校園制度への協力依頼につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙の協力依頼について承諾することを臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

本制度につきましては、昨年度、新型コロナウイルス感染症拡大期における対応として、緊急的に実施されました。今後は、台風等の災害や事件、事故の発生時におきましても、働く保護者の負担軽減及び児童の居場所の確保を図るため、本制度が実施されることとなっております。

12ページから14ページを御覧ください。

今後の自主登校園制度の実施に向け、学校教育部長、教育監及び社会教育部長に対して、給食調理員や学校長及び教職員、留守家庭児童会指導員の協力につきまして、危機管理部長から依頼があったものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第23号「令和2年度における自主登校園制度への協力依頼について」を、報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり承認することに決めます。

次に、15ページでございます。

報告第24号「寝屋川市立幼稚園・保育所の在り方に関する審議会規則の制定について」を議題といたします。

はい、中村課長。

○中村学務課長

ただ今御上程いただきました報告第24号、寝屋川市立幼稚園・保育所の在り方に関する審議会規則の制定につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり、臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

本規則につきましては、寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例におきまして、市長及び教育委員会の附属機関として、寝屋川市立幼稚園・保育所の在り方に関する審議会が設置されたことに伴い、審議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものでございます。

議案書16ページを御覧ください。

説明につきましては、条文の朗読を省略させていただき、規則の概要について御説明させていただきます。

まず、第1条は、本審議会は、寝屋川市執行機関の附属機関として規定され、寝屋川市立幼稚園・保育所の在り方に関する審議会に関して、必要な事項について定めるものであることを規定しております。

第2条は、審議会の委員13人以内で組織すること、第3条は、委員の構成について、第4条は、委員の任期等について規定しております。

第5条は、審議会の委員長及び副委員長は委員の互選により定めること、委員長及び副委員長の職務について規定するものでございます。

第6条は、審議会の会議の招集、成立要件、議決について規定するものでございます。

第7条は、審議会は必要に応じ、関係職員から資料の提出等を求めることができること、第8条は、審議会が調査審議した結果を、市長及び教育委員会に報告することを規定するものでございます。

第9条は、こども部保育課及び学校教育部学務課が庶務を担当すること、第10条は、規則に定めるもののほか、必要な事項については委員長が審議会に諮って定めることを規定するものでございます。

なお、附則といたしまして、本規則の施行期日を、令和2年8月1日とするものとし、会議招集の特例といたしまして、規則施行後最初に招集される審議会の会議は、規則第6条第1項の規定にかかわらず、市長が教育委員会と協議の上、会議を招集することとします。

また、寝屋川市幼児教育振興審議会規則及び寝屋川市小学校就学前教育支援プログラム審議会規則を廃止するものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第24号「寝屋川市立幼稚園・保育所の在り方に関する審議会規則の制定について」を、報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり承認することに決めます。

次に、19ページでございます。

報告第25号「寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の答申について」を議題といたします。

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

ただ今御上程いただきました報告第25号、寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の答申につきまして、寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に諮問いたしました。令和3年度使用中学校教科用図書の選定について答申を受けましたので、教育委員会に報告するものでございます。

20ページの令和3年度使用の寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書について（答申）を御覧ください。

寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員長より提出のあった答申内容を添付させていただいております。この答申につきましては、5月8日に第1回寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会を開催いたしまして、調査員3名を置き、六つの項目について調査を行いました。その調査結果を6月24日に第2回の選定委員会を開き、その報告を受けました。そして、7月7日に第3回の選定委員会を開き、今回の答申をいただいたところでございます。

22ページ以降につきましては、種目別の答申内容となっております。

まず、1番目の発行者の欄につきましては、種目別の各種目の発行者名が記載されております。

2番目のまとめの欄につきましては、調査項目ごとの調査結果を記載しております。

なお、今回の調査項目につきましては、目標・内容の取扱い、人権の取扱い、内容の程度、組織・配列、創意工夫、補充的な学習・発展的な学習の6つになっており、大阪府における調査項目と同一の項目となっております。

この答申を受けまして、令和3年度に使用する中学校の教科用図書の採択をお願い

したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○高須教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようでございますので、報告第25号「寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の答申について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり承認することに決めます。

次に、議決事項に移ります。

38ページでございます。

議案第22号「令和3年度使用小学校教科用図書の採択について」を議題といたします。

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

ただ今御上程いただきました議案第22号、令和3年度使用小学校教科用図書の採択につきまして、令和3年度使用小学校教科用図書の採択を行いたく、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、令和3年度使用小学校教科用図書の採択を行うためでございます。

教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律におきまして、政令で定める期間、毎年度同一のものを採択するとあり、その期間が政令で4年とされていることや、令和3年度は令和2年度と同一の教科用図書を採択しなければならないという国からの通知もございます。

したがいまして、小学校につきましては、昨年度採択いただいたものと同様の教科書を使用したいと考えております。

39ページを御覧ください。

令和3年度使用の小学校教科用図書の一覧でございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第22号「令和3年度使用小学校教科用図書の採択について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、40ページでございます。

議案第23号「寝屋川市立地域交流センター指定管理者選定委員会委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。

はい、倉崎次長。

○倉崎社会教育部次長兼文化スポーツ室長兼課長

ただ今御上程いただきました議案第23号、寝屋川市立地域交流センター指定管理者選定委員会委員の委嘱及び任命について、寝屋川市立地域交流センター条例施行規則第2条第2項の規定に基づき、別紙の者を寝屋川市立地域交流センター指定管理者選定委員会委員に委嘱及び任命いたしたく、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、寝屋川市立地域交流センター条例施行規則第2条第2項の規定に基づき、寝屋川市立地域交流センター指定管理者選定委員会委員を委嘱及び任命するためでございます。

次ページに委員の名簿がございます。委員は5名でございます。公募により選出した寝屋川市内に住所を有する者として、水野昌代氏、経営に関する知識を有する者として、近畿税理士会枚方支部所属税理士の木村典嗣氏、学識経験を有する者として、大阪音楽大学教授、短期大学部副学長の高昌帥氏、社会教育委員として、社会教育委員会議長の小野隆氏、社会教育部における部長として、社会教育部部長の三宅章介氏となっております。

委嘱及び任命期間は、委嘱及び任命の日から寝屋川市立地域交流センターの指定管理者が指定された日まででございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようでございますので、お諮りいたします。

議案第23号「寝屋川市立地域交流センター指定管理者選定委員会委員の委嘱及び任命について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、42ページでございます。

議案第24号「寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。

はい、藏守次長。

○藏守社会教育部次長兼青少年課長

ただ今御上程いただきました議案第24号、寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱及び任命について、御説明をいたします。

本議案につきましては、寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会規則第2条第2項の規定に基づき、別紙の者を寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員に委嘱及び任命するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案の理由につきましては、寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員3名の辞職及び解職に伴い、新たに委員を委嘱及び任命するためでございます。

議案書の43ページを御覧いただきたいと存じます。

新たに委嘱及び任命する委員数は、学校関係者1名、PTA関係者2名でございます。第3号委員、学校関係者として、若林勲氏、寝屋川市立国松緑丘小学校長、第4号委員、PTA関係者として、北口美由紀氏、寝屋川市立校園PTA協議会理事、同じく長嶺陽子氏、寝屋川市立校園PTA協議会会計理事でございます。

任期は、前任者の残任期間としており、令和3年12月24日まででございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第24号「寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱及び任命について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、44ページでございます。

議案第25号「令和2年度寝屋川市立小中学校校長・教頭及び指導主事候補者の推薦について」を議題といたします。

なお、本案につきましては、人事案件でございますので、非公開にいたしたいと思っております。

非公開とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

それでは、各委員から御同意をいただきましたので、本案は、寝屋川市教育委員会会議規則第6条の規定に基づき、非公開とさせていただきます。

それでは、関係者以外の方及び傍聴の皆様方につきましては、一旦御退席いただきますようお願いいたします。

(関係者以外退席)

(関係者以外入室)

○高須教育長

それでは、議案第25号「令和2年度寝屋川市立小中学校校長・教頭及び指導主事候補者の推薦について」を原案どおり議決いたします。

以上で、予定の案件は全て終了いたしました。

このほかに、事務局から報告事項があればお願いいたします。

では、ないようですので、これをもちまして、教育委員会7月定例会を終了させていただきます。